

資料

國會主權論

山本浩一

- 1、問題の提起
- 2、Dicey の國會主權論
- 3、國會主權論に対する Jennings の批判
- 4、國會主權と君主主權

1、問題の提起

國權若くは主權は、國家の一標識であり、その本質は國家の意思力或は支配的權力であるとされてゐる。然して憲法學上、この「主權は、國家の内部に於ける具體的な人的關係に於て問題となるのであつて、君主主權か國民主權か」という場合の他に、「主權を問題とする必要はないものと考え」られる。君主が主權者である國を君主國と稱し、主權が國民に歸屬する國を民主國若くは共和國といふ、然し、主權の歸屬者としては、必ずしも自然人的要素を具有するもののみが觀念せられず、法・ノモス・理性・國家・團體・議會等にひとしく

主權が存在するとする主張がみうけられる。この事は主權概念がいかに政治的志向性の好餌たりうるかを卒直に物語るものと理解されよう。例へば、曾てドイツ公法學界を風靡し、我國にもその影響を及ぼした國家主權説は「人民主權の攻勢に當面して專制君主體制を克服して、尠くとも立憲君主體制の樹立完備に、更に市民的共和制的體制を仰望すべく進展せざるを得ない況位に立到つた第一九世紀のドイツに於ける特殊な社會的歷史的基盤を前提して」はじめてよく理解する事が出来るのである。^{註3}それ故、憲法學的には主權者は君主か國民かの entweder order の問題として把握すれば足りると考へる。やつとく、かかる立場に於ても、言葉の空き意味に於ける支配的權力の所在を明確にし能はぬ憾みがある事は充分に了知するが、然し、かかる使命の遂行は、憲法社會學若くは政治學の立場に自己を置き、社會の階級的構成に止目してはじめてなしうるものであり、現代の筆者の能力の彼岸にあるわざであると思つ。

かかる前提のもとに、英國の主權は國會に在るとする Dicey の説とそれに對する Jennings の批判を紹介し検討すると共に、英國の主權者は國會でも國民でもなく國王であると誰じ、最後に、日本國憲法上の國會の性格を説明する爲に、國會主權なる言葉を使用する事の不適當性を指摘する事が小論の意圖である。

註1 田畠忍博士「憲法學の基本問題」P. 246.

註2 中村哲教授「國法學の史的研究」p. 128.

註3 堀豊彦教授「國家主權の絕對性」p. 76.

II. Dicey の國會主權論^{註一}

(A) 國會主權論の性質

Dicey が國會主權と HK ふ場合の國會とは國王・上院・下院を意味し、この本體が共同的に行爲する時これを King in Parliament と HK ふ。この國會主權の原理とは、「國會はいかなる法律をも制定或は廢止する権限を有し、同時に英法では、いかなる個人も團體も國會の法律を廢止し、無効にする権限を有つてゐるが認められな」と HK ふ事を意味する。

この原理の積極的考察が國會の立法權の至上性となる。既に Blackstone の Commentaries の中で國會の立法權の至上性について論述してゐるが、De Lolme の「國會は女を男に男を女にする事以外は、いかなる事もなしつゝ」と HK ふクロテスクな言葉はその性格を端的に表現してゐるものと HK ふ。この至上性は次の實例により證明されるのである。

先ず公法の領域について見る。

王位繼承權は國會制定法たる Act of Settlement に基き、國王陛下の法によつて統治する事が出来るのである。次にスコットランドとアイルランドとの聯合も國會制定

法に基いて成立した。

一七一六年の「七年會期法」(Septennial Act) の場合は最も明白に國會主權性を示すものと HK ふ。即ち一六九四年の三年會期法により、將にその會期が終らんとする現存國會が總選舉を行ふ事によつて生ずる世情の不穩を考慮してその會期を三年から七年に延長して現存の下院の權限を更に四年間持続する事を規定したもののが七年會期法である。

この法は、法的見地から國會が選舉民の代理者でもなければ、選舉民の被信託者でもない事を明にし國會が國に於ける主權的立法機關である事を實證するものである。次に私法の領域について見る。

Coke は國會の私權に対する干渉の實例を擧示する事によつてその至上性を説いた。例くばク嫡出子は國會制定法によつて被相續人の生存中に相續する事が出来るが未成年者も成年者と看做せらるる etc その他多くの地方法律及び私人法律は特定人に權利を附與し、義務を負はしめてゐる。特に免責法は注目されねばならない。これは行はれた當時に違法であつた行爲を後に有效とし、且法律に違反した者の責任を免除する事を目的とする法律である。この様な法律の中に、國會の主權性を顯著に伺ひうるのである。

國會主權の原理を消極的に考察すると對立的立法機關

の欠缺と云ふ事になる。

(1) 國王・立法權は本源的には King in Council と歸屬してゐたのであり、後に國會による立法が行はれるようになつてからも勅令 (Ordinance) そして詔書 (Proclamation) の形態による立法は併存してゐた。一五三九年の法律は國王に詔書による立法權を附與した。これは國王に附與された最高度の立法權を規定したものであるが Edward 六世の時代に廢止された。次いで一六一〇年に「詔書はいかなる意味に於ても法的效力を有しない。それは法に對する人民の注意を喚起する爲に役立つが、それ自身ではいかなる人にも、いかなる義務をも課しえない」と云ふ近代的な原則が Coke 判事によつて確立された。

降つて、一七六年 Chathaw 卿が詔書によつて小麥の輸出を禁止し、その爲に免責法が制定されたのが國王の詔、書による立法の最後のものと考へられる。現代に於ては詔書は國會召集の場合の如く、行政府の意志を表示するものであり、勅令は國會制定法の委任に基き、立法權を有つにすぎない。

(2) 議院の決議・これについて二つの事が認められてゐる。(1) いづれの議院の決議も法でないと云ふ事。(2)

各院は自己の手續について完全な自治を有ち、又議院に對する侮辱に對しては侮辱罪でこれを處罰する事によつ

て白」を防禦する權限を有し、然して各院が法上、有するの權限の行使方法に關して裁判所は審査權を有たない。

(3) 選舉民の投票・國會議員を選舉する資格を有つ人の團體が或る種の立法權を有つ」と云ふ事が政治的に絶えず主張せられるが、かかる主張は選舉民の意志が國會に影響を與へると云ふ事實を指摘するものとしてのみ重要性を持つにすぎない。選舉民の唯一の法律的權利は議員を選舉することである。選舉民は國會制定法を發議し、これを承認し、又廢止する法的手段を有しない。裁判所は、或る法が選舉民の輿論に反するから無効であると云ふ主張に耳をかさない、それ故選舉民の輿論は國會を通じてのみ法律的に表示されるのである。

(4) 裁判所・裁判所が先例によつて裁判する方法は、裁判所による判決規範の漸次的形成に導く。この司法的立法は一見すると國會主權と兩立しないようみえる。然し裁判官は制定法を廢止する權限を要求し、或は行使しないが、國會制定法は判例法を廢止する事が出來、又絶えず廢止してゐる。司法的立法は、要するに從位的立法であり、國會の同意により、又その監督の下に行はれ

るのである。

(B)

國會主權に對する法的制限と看做されるもの

(1) 道徳上の原理或は國際法の原則・國會の制定法がもしも道徳上の原理や國際法の原則に違反するならば無効であると主張された事がある。Blackstone も同趣旨の事を述べ、判事の附隨的意見の中においての事が主張されてゐる。然しこれは裁判所が國會制定法を解釋する時に、國會は道徳規範又は國際法の原則に違反する意志を持たないと假定し、その制定法が道徳規範又は國際法の原則に合致するように解釋すると言ふ事を意味するにすぎない。それ故現代の裁判官は「國會制定法が非道徳的だから、或は國會の権限外の法律だから無効である」と言ふ辯護士の主張には決して耳をかさないだらう。

(2) 大權(Prerogative)・國王の大權を政治的にではなく、法律的にみると現代でも、例へば條約締結権のような大權が國王に保留されるが、然し、これらの大權はそのいかなる部分をも國會制定法によつて規律し、或は廢止する事が出来るのである。

(3) 前法・國會が將來の國會によつて觸れられない法律を作る事が出來、その爲に現存の立法権が前の國會の制定法によつて制限される、と言ふ意味の文字が國會制定法の中に用ひられた事がある。例へば、スコットランド及びアイルランドとの聯合の條

約を具體化した制定法がそれである。この法の立法者達は、それらの或る部分に制定法の普通の效力以上のものを附與せんとしたのである。然し、或る主權的立法機關が他の同等の主權者の行動を制約する事は結局に於て不可能である事が史的考察によつて明となる。即ち、スコットランドとの聯合法は「スコットランドの大學のすべての教授は、彼の信仰の告白として、「信仰告白書」(Confession of Faith) を認め、告白し且署名しなければならない」とし、そして「この條項が將來に於ける聯合の條約の基本的且つ本質的なものである」と規定した。然しこの條項は一八五三年の大學法(Universities Act) によってその主要な部分が廢止され、教授は「信仰告白書」に署名する必要がなくなった。要するに Todd の頃より、國會は制定法の文字によつて將來の國會の自由を束縛する事は出來ず、又それによつて、將來の國會を、公共の福祉の爲にやら立法する事が不可能であると言ふような不自由な状態に置く事は出來まいのである。

(C)

國會主權論の難點

國會主權論が多くの人々に容易に理解されない理由として二つの事が指摘される。一は Austin の主權論と國會主權との不一致であり、他は國會主權に對する現實的な制約の存在である。そしてこの兩者はある程度關聯性を

有つのである。

(1) Austin の主権論批判・主権と謂ふ言葉は法律的意味と政治的意味とを有つ。法律的意味の主権とは單に、いかなる法的制限をも受けない立法権を言ふにすぎない。政治的主権者とは、その意志が究極的に國家構成員によつて遵はれる者を言ふ。英國憲法上、法律的主権者は國會であり、政治的には選舉民 (electors) が、國王及び上院と共に、より正確に言くば國王や上院とは獨立に主権を持つ團體である。

選舉民は結局に於て、常にその意志を強制する事が出来る。然しながら、裁判所は選舉民の意志なるものに一べつをも與へないであらう。裁判官は、選舉民の意志についてそれが國會制定法に表示された場合にのみ考慮するにすぎない。それ故選舉民の意志に反するからと言つて制定法の妥當性が疑はれる事はない。

法律的主権と政治的主権とは關聯性を持つとは言く、本質的に異つたものである。Austin の誤謬はこの兩者を混同した所にある。Austin は Jurisprudence の中に言う。「英國憲法に關する或著作によると、現在の國王、上院及び下院からなる國會が主権を持つてゐる事になる。然し正確に言ふと下院の議員達は選舉民の單なる被信託者にすぎない。そこで結論として、主権は常に國王と上院と下院の選舉民に在ると言ふ事になる」と。よしこの主張が正しいとするならば、七年會期法の妥當性とは相

容れないものとなる。然し國會が法律的に選舉民の被信託者であると認める裁判官はある。要するに Austin の説は政治的主権に於ては正しいが法律的主権については誤つてゐる。法律的主権者は國會以外の何物でもない。然らば Austin にかかる誤謬を犯さしめた原因は何か。それは國會が全能者でなく實際的に種々の制約を受けてゐると言ふ事實に存する。

(2) 外部的制約・主権者の権力に對する外部的制約は、臣民或はその大部分の彼の法に對する不服従或は反抗の可能性又は確實性にある。この制約は最も專制的な君主國に於ても存在する。ローマ皇帝や一八世紀中葉のフランス王は法律的にも政治的にも主権者であつた。然しながらいかなる絶對的支配者と雖も彼の欲するままに法を制定し改變する事が出來なかつた。これらの君主の權力は人民の不服従と反抗の確實性によつて常に制約されてゐる。國會主権についても同様の事が言へる。國會主権もあらゆる點に於て人民の反抗の可能性によつて制約されてゐる。例へば、國會は合法的に君主制を廢止する事が出來る。然し、よし合法的とは言へ、事實に於てその權限を越へてゐる法律に對して反抗が生じる事は疑ひえない。又過去に於て成功した事柄を現代の國會は繰りかへそつとはしないであらう。例へば現代では法律によつて現存の下院の會期を延長しようとはしないであら

う。又國會は反動的な法律を作らないであらう。これら

の事實から理論的に無拘束な國會主權もその行使に於て
は外部的な制約に服さねばならない事が明となる。

(3) 内部的制約・主權の行使についての内部的制約は
主權者それ自身の性格より生ずる。專制者は彼の性格に
従つて主權を行使するがその性格は環境の所産である。
だからその時代の、その社會の道徳的感情とは無關係で
はありえない。例へばルイ十四世はフランス國教として
プロテスタンチズムを確立する事は恐らく出來なかつた
であらう。然しルイ十四世がプロテstant改革を行は
うとしてゐたと想像する事は、彼が大君主でなかつたと
想像する事と同じで全く誤つてゐる。

主權は外的、内的制限によつて束縛されてゐるが兩者
の境界を明確にする事は出來ない、この兩者の一致を作
り出す事、或はその間の相違を減少する事が代議政治の
唯一の目的であり效果でもある。

以上によつて英國の國會主權の性質が明になつたと思
ふ。

次に主權者としての國會と非主權者としての國會或は
議會との差異を明示する爲に主權的國會の特質を列擧す
る。

(4) 國會が變更する事の出來ない法は存在しない。換
言すれば、基本的法或は憲法も他の法律と同じ團體によ

り同じ方法によつて變更される。

(5) 基本的法或は憲法と然ひざる法律との間には明確
な差異がない。

(6) 國會によって制定された法律を、それが憲法に違
反すると知る理由或はその他の理由で無効だと宣言出来
る執行的、立法的或は司法的な人文は團體は存在しな
い。

かかる特質を有しない立法團體即ち英國東部鐵道會社
や、ニューシャンンドの立法府や、フランスの議會や、アメ
リカの聯邦議會等は全て非主權的立法機關であつて、そ
の權限は英國の主權者たる國會の權限とは質的に相違す
るのである。

註1 Dicey. *Introduction to the Study of the Law
of the constitution.* 8 ed. (1924) p. 37-176.

註2 高橋賢三教授「英國公法の理論」p. 82.

III. 國會主權論に對する Jennings の批判

Dicey の *Law of the Constitution* は英國憲法學界に於

て久しくその權威を持続して居り、そゝで展開われてゐる國
會主權論や法の支配の原理は疑はれる事實として承繼され
て來た。然るに其の後の經濟的社會的變化によつて徐々にゆ
たられた法制的變化を説明するにはこれらの理論は餘りにも
Dicey の時代を反映しかねてゐる事が認められねばならぬ。

一九三〇年 W. Ivory, Jennings が The Law and the Constitution を公刊し以て Dicey の説に果敢な批判を加へるに至つた。彼は國會主權論・法の支配論・憲法的慣習論・について個々に批判すると共に結論として Dicey が Whig 黨のイデオロギであると考めた。

次に國會主權論に對する Jennings の批判を紹介する。^{註一}

彼は主權概念に先ず疑問をいだく。主權と云ふ概念はもと準神學的なものであつた、それは中世末期に世俗國家が教會に對して自己主張する爲に發展させた概念である。一五七六年 Bodin が論じてゐる。「主權とは市民や臣民の上にある、法によつて制限せられる最高の権力である。主權者は神法と自然法によつて拘束されるが、然しその範圍内に於ては自己の欲する事を行ひうる。あらゆる社會にかかる主權者が居らねばならぬ」。この主權概念は Hobbes, Bentham, Austin 等によって發展せしめられ、最近の英國の法的理論となつた。然し、もし主權が最高の権力であるとするならば國會は主權者ではない事になる。その事は Dicey も認め Laski も指摘してゐる。「國會はローマカソリックの信者の參政権を敢て剝奪しようとしたいたいが、労働組合の存在を禁止しようとしたいないだらう」と。國會は Bodin の豫期したような永久的な、人格的な主權者ではない。その構成要素である下院の議員は五年以内にその資格を失つてしまふ、彼らが改めて議員となるには再選されねばならない。この政治

機構が彼らに輿論を無視せしめえないのである。だから國會は多くの人々が望まない法を制定する事が出來ても、國民の本質的な部分が欲しない法律を制定する事が出來ないのである。かかる事實の認識が Austin に英國に於ける主權の位置に疑問をいだかしめた。Dicey は法律的主權と政治的主權とを分ける事によつてこの疑問を解決したと思つた。然し法律的主權とは全く主權ではない。それは最高権力ではない。法律的主權とは國會と裁判所との關係を表現する爲に法律家が用ひる一つの法律的概念にすぎない。それは慣習的な方法で作られ、慣習的な形態で表現される、國會の制定した規則を、裁判所は常に法律と認めると言ふ事を意味する。不幸にも Dicey は國會主權論を展開する時に、かかる意味に於て用ひなかつた。それ故、誤つた一つの結論をみやびき出した。

その一は國會と他の立法機關とが質的に相違すると考へた事である。もしも國會が眞に主權者であれば、他の非主權的立法機關とは非常に異なるものとなる。然し國會が最高権力を所有しないと言ふ事は既に明にされた。それ故國會は法(Law)に基いた權限を持つにすぎない。それは米國聯邦議會やカナダの自治領の議會や南部鐵道會社が法に基いた立法権を持つと同じ事である。だから問題は本質的な差異でなく立法權の程度的差異となるのである。

第二の誤謬は國會が主權者である爲にその將來の活動を束

縛出來ないと考へた事である。「主権者は、その主権者としての資格を有してゐる間は、いかなる特別の制定法によつても自己の権力を制限する事が出来ない」と Dicey は言ふ。これは主権の性質からして全く正しい推論である。もし、ある君主が最高の権力を持ち且、持ち続けるならば、彼はいかなる事をもなしうる。彼が以前に行つた事を取消す事すら出来るのである。假令、彼が「選舉された立法機關の同意なくしては法を作りえない」と規定する束縛的な憲法を裁可するとしても、その後、直に立法機關の同意を得ずにつきの機關を廢止する権力を有し、且、勅令によつて立法しつづけるであらう。しかし、もしも君主が最高権力を持たず、然して裁判所が、固有な法的形態で制定される規範を法律と認めると言う規則がある場合には結果は自ら異つて來る。と云ふのは君主が「今後、立法機關の同意を得て、彼によつて制定された規範以外のものは、法律とはならない」と規定した場合、裁判所はかかる形態に於て制定されなかつた規範を法律とは看做さないであらう。その結果、君主が單獨で立法機關を廢止しようとした規範は法律ではない。何故と云ふに、立法機關はそれに同意を與へなかつたし、その規範は法によつて規定された方法と形態に従つて制定されなかつたからである。相違はこの點に在るのである。前君主の場合は主権者である。後者の場合には、裁判所は主権に關係する事なく、ただ確定してゐる法律にのみ關係がある。法律的主権とは單に立法機

關が、法によつて要求された方法である種の法律を制定しうる権限を持つと云ふ事を意味するにすぎないのである。

國會の権限は一つの國會制定法の中には規定されてゐないにも拘らず、その権限が法に基いてゐると信ふ事が認められてゐる。その法とは「國會が法によつて規定された方法と形態に於ていかなる法律も制定しうる」と云ふ法である。現代ではかかる方法と形態は Common Law が或は一九一一年の Act によつて規定されてゐる。然し國會は欲するならば他の方法と形態を規定しつゝ。然し、かかる方法と形態は國會それ自身の將來の立法活動を束縛するのである。それ故 Dicey が國會は國會の前法によつて束縛されえないとしたのは誤りである事が明となる。

註1 Jennings. The Law and Constitution. 3 ed.

(1946) P. 132-169.

註2 Laski. The grammar of politics. 市村今朝藏氏譯

P. 23.

四、國會主権と君主主権

議會を據點とする新興市民階級と絶對的支配力の保持を冀された方法と形態に従つて制定されなかつたからである。相違はこの點に在るのである。前君主の場合は主権者である。後者の場合には、裁判所は主権に關係する事なく、ただ確定してゐる法律にのみ關係がある。法律的主権とは單に立法機

後、主権が國王より國會に於ける王(King in Parliament)と
移行したとするのが妥協的な英國民の法的確信である。Dicey
はこの傳統的な法的確信を、無限の愛情と豊富な學識と典雅
な文章で法律學的に體系づけた。然して、その國會主権論は
英國憲法の基本原則として無批判的に承繼されたのである。Jennings
はこれに對して批判的矢をそそいだが、未だ以て致命
的な攻撃を加へたとは言ふえない。然し Jennings の批判に
於て、注目されるべきは、主権概念に對する眞剣な懷疑である。
彼は英國國會の有つ最高の立法權を誇示する爲に使用するには主権なる概念が、餘りにも歴史性と獨白性を有つと考
へた。Dicey の主権概念の不適當な使用に對する Jennings
のこの批判は正鶴に當つてゐるといはねばならない。が然し
主権概念の誤用を除いては Dicey の國會論はその後の委任
立法の激増にもかかわらず今尚、英本國に於て最高の立法權
を保持する國會の地位を正當に説明するものといえよう。

國會が主権者でなく、立法機關にすぎない事は既に明とな
つた事と思つ。然らば、立法權、行政權、司法權の源泉たる
主権者は英國憲法上、奈邊に求めらるべかであつた。Dicey
は選舉民が政治的主権者であるといつ。然し、選舉民が主権
者たる法的根據は、^{トナリ}にも求められえた。Jennings
の説明では、主権の歸屬者を推察する事が困難である。
強いていえば、法に主権が在ると主張するよりも思はれ
る。もし、そつだとすれば、「選舉民(人民)主権と法主権と

は同一對象の異なる二面の表現として考へられて ^{註1}いる。故に
正しくないとせねばならない。

憲法學的には、英國の主権者は國王である。ある著者は ^{註2}、King は nominal sovereignty である。Parliament は legal sovereignty がある。Electorate は political sovereignty があるとしているが、名目的主権者 ^{註3}、憲法學的に主権者なのである。國王は主権者であり、國家の最高機關でもある。即ち立法は國會に於ける國王 (King in parliament) が行い、行政は樞密院に於ける國王 (King in council) が行い、裁判は國王の名によつて行はれる。然し乍らの主権者たる地位は、名譽革命以前の如く絕對的なものでない事は、
「國王は兩院で可決して持つて來られた自分自身の死刑判決書にすら署名しなければならない」とまでいはれる事によつて明である。とはいへ主権者たる事に於ては同一性が認識やれうるのである。それ故「國王は君臨されども統治せず」
The king reigns but does not govern という格言は法律とは相容れない。同様に、イギリスを「王冠をひいた民主國」「偽裝された共和國」と呼ぶのは政治諷諭である。英國は純然たる君主國である。

最後に視野を日本國憲法に轉ずる。日本國憲法第一條は明に主権が國民に存する事を規定している。國民主権主義が日本國憲法の基本的性格である。

然るに、主権者は國民である事を認め乍ら尚且、國會主権

主義という言葉を使用していられる學者がある。即ち、大石博士は第一條の解釋として、「帝國憲法におけるとは異り、天皇の有せられた統治の總攬權が國民に移つた」というのであれば、ここに本質的に我國體は民主國體に變つたこととなるのである。而して、日本國憲法全體から見れば天皇はもやは統治權の總攬者でないことは一點の疑も存しないところであるから日本國憲法法規の上では、我國體が變革された事は極めて明かである。」と國民主權主義を認められてゐるが、第四十一條の説明に於ては、「日本國憲法の政治形式は、天皇主權主義ではなく、國會主權主義の立前をとつてゐるのである」と言はれている。博士が國會主權なる言葉を使用される所以は、日本國憲法上の國會が國權の最高機關なる性格を有するからであらう。それ故、主權者と最高機關との關係が究明せられねばならない。もつとも、全ての學者が、第四十一條の國會の最高機關性の規定の重要性を認識しているとは限らない。例えば「最高機關とは、政治的美稱である」と簡単に説明される人もいる。然しこれは正確な解釋とはいえない。この規定の重要性を的確に指摘されているのは佐々木惣一博士である。博士は「國會は、單に立法機關たるに止まらず、國家の最高機關である。」とされ「國家の最高機關とは、國家の活動を創設し、保持し、又、終局的に決定する機關である。」の機關がないならば、國家は崩壊してしまつであろう。最高機關は種々の作用を爲す種々の機關と關係せし

めて見るともは、これに對して統括を爲す機關である。」^{註5}とされる。然して「君主國においては、國權の源泉者たる君主自身がそれであるが、國民の全體を國權の源泉者とする民主國においては特に統括のための一個の機關を定めなくてはならぬ。」^{註6}それ故「國會が國權の統括機關である」と說かれる。この説明で知られ能づことは、國家には必ず國權の統括機關即ち最高機關があらねばならないこと、この最高機關が君主國に於ては、主權者たる君主が同時に最高機關であり、民主國（共和國）に於ては、主權者とは別に、特に最高機關が定められなくてはならぬこと、日本國憲法ではそれが國會であるということである。

それ故、帝國憲法では天皇は主權者であると同時に、最高機關であつたが、日本國憲法では全體としての國民が國權の源泉者であり、主權者であり、主權又は國權の最高機關たる國會は即ち國家の最高機關であり、主權者たる全體としての國民の最高機關ではあるが、決して主權者ではないのである。國會は國民が國權を發動するための統括的機關であり、國民はかくの如き統括的機關を通すことなくしては國權を發動する事が出來ないのである。^{註7}

次に大石博士の國會主權主義なる言葉は Dicey の Sovereignty of Parliament を彷彿せしめるものがあるが、日本國憲法の國會が Dicey の説く主權的國會でない事は次の事實から明である。

(4) 日本国憲法上、國會が變更する事の出來ない法が存在する。憲法第九十六條は、憲法改正権が窮屈的には、國民に在つて、國會は憲法改正の發議權を有するにすぎない事を定めている。

(5) 日本国の法の立前は、憲法と然ひやる法律との間に明確な差異を設けている。

(6) 國會によつて制定された法律の合憲性を決定する權限が、憲法第八十一條によつて、最高裁判所に附與されてゐる。かくて、日本國憲法に於ける國會の性格を説明する爲に國會主權主義なる言葉を使用する事は不適當であるといはねばならない。

第二十五回 六月十四日

「アメリカ法における外國會社について」

發表者

岡本善八講師

出席者 田畠・高橋・坂・今井・岡本(清)・内田・恒藤・小野・加藤・八木・山本・本城

第二十六回 六月二十一日

「明治極初期における會議について」

發表者

岡本清一教授

出席者 高橋・田畠・今井・内田・恒藤・金山・秋山・岡本(善)・小野・加藤・八木・高橋(悠)・山本・本城

第三十七回 六月二十八日

「ルソーの社會契約説について」

發表者

恒藤武二助教授

出席者 高橋・岡本・今井・内田・金山・秋山・岡本(善)

出席者 加藤・八木・高橋(悠)・山本・本城

第三十八回 七月十二日

「犯罪行爲の構造」

發表者 秋山哲治助教授

出席者 坂・岡本・今井・恒藤・金山・岡本(善)・小野・加藤・八木・高橋(悠)・山本・本城

- 註⁷ 佐々木惣一博士「日本國憲法論」p. 369. 同博士編「人間生活と法及び政治」中「國會の最高機關性」
- 註⁸ 田畠忍博士「憲法學」p. 164.